

公共下水道使用の手引き

事業場用



宇治市 上下水道部 下水道管理課

1.はじめに

公共下水道は、私たちの生活環境を快適なものにするとともに、川や海の水質を保全するためにはなくてはならない施設です。

(1)分流式

宇治市の公共下水道は汚水と雨水を分けて流す分流式を採用しています、公共下水道には汚水のみが流入するようにし、雨水等が流入しないようにして下さい。

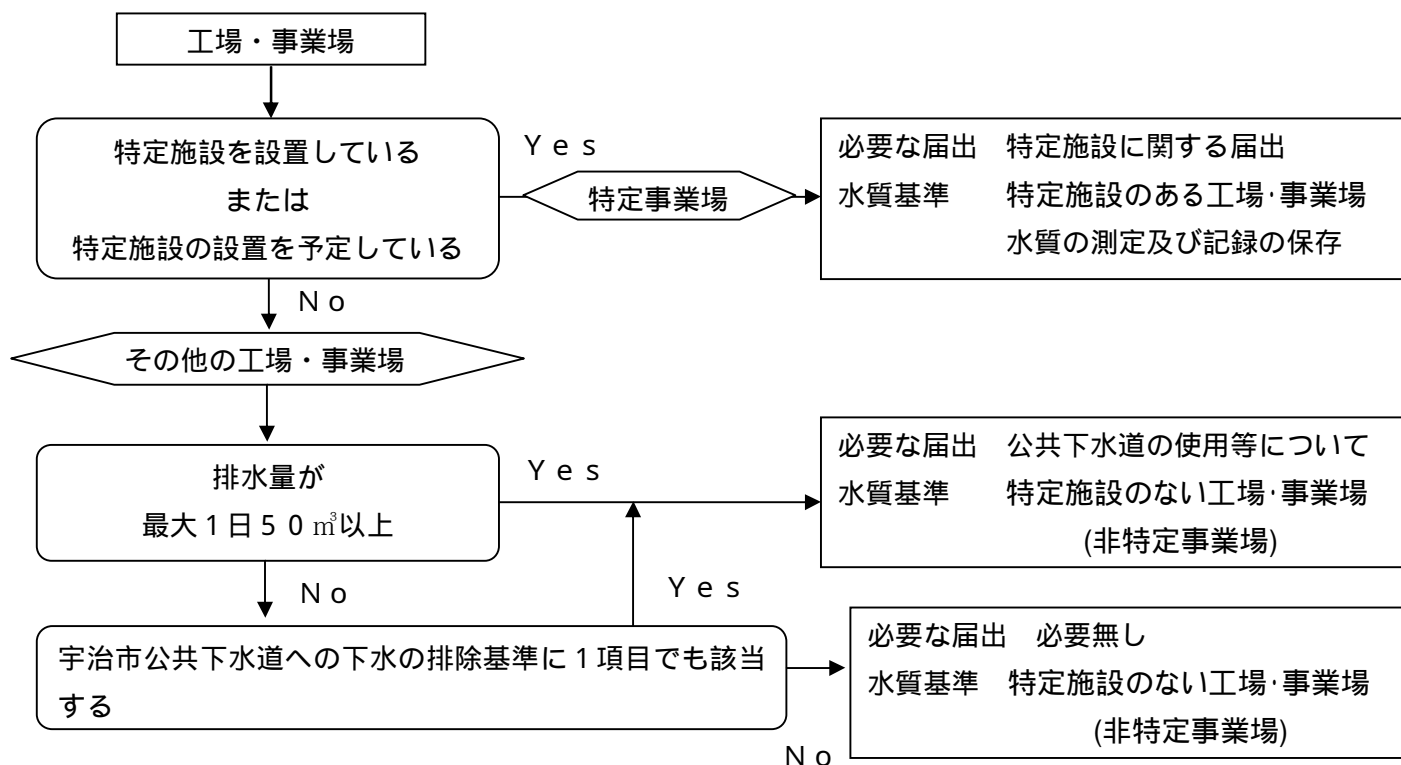
(2)水質の規制について

工場・事業場の皆さんが下水処理場で処理することが出来ない有害な物質を含んだ汚水がそのまま排出されると、下水管を損傷したり処理場の機能を著しく低下させたりするなど、公共下水道に悪影響を及ぼします。

従って、このようなことが起きないように、下水道法(以下「法」といいます。)及び宇治市公共下水道条例(以下「条例」といいます。)により、水質を定め悪質汚水の排水を規制しています。

このパンフレットは、特定事業場及びその他の工場・事業場の皆さんが公共下水道を使用される場合に必要な届出や水質基準の概要を説明したものです。

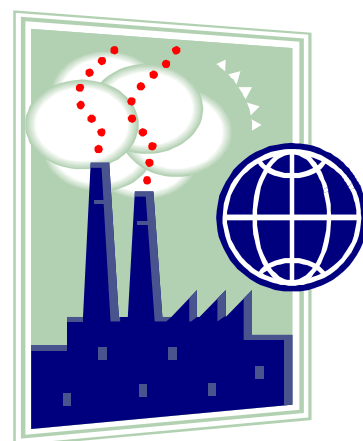
下記のフローで届け出等が必要かどうか確認して下さい。



2. 特定施設と特定事業場

特定施設とは、工場・事業場の製造工程で人の健康及び生活環境に被害の生ずる恐れのあるものを含んだ汚水を排出する施設として、法令により(水質汚濁防止法第2条第2項)で定められた施設をいい、この特定施設のある工場・事業場を特定事業場とといいます。

特定事業場とその他の工場・事業場(以下「非特定事業場」といいます。)では、届出書類や規制等に違いがありますので、皆さんの工場・事業場が特定事業場に該当するかどうかをよく確認してください。



3. 公共下水道へ排除する場合の水質基準

公共下水道は、どんな悪質な汚水でも処理できると考えられがちですが、そうではありません。工場・事業場が公共下水道へ汚水を流す場合は、一定の基準以下の水質にしなければなりません。基準をこえる水質の汚水を流すと次のように規制されます。

(1) 特定事業場からの汚水の排除制限(法第12条の2、条例第9条)

排除が制限される特定事業場は、別表の赤色部分内の基準を越える水質の汚水を排除することは出来ません。この基準を越えた場合は直ちに罰則(懲役又は罰金)がかかることになっています。

また、基準を越える恐れのある場合でも汚水の処理方法等の改善又は下水道への排除の停止を命じられることがあります。

(2) 除害施設の必要な工場・事業場(法第12条、第12条の11、条例第10条)

工場・事業場は、別表の基準を越える汚水を排除する場合は、除害施設の設置又は必要な措置をしなければなりません。

基準を越えた場合は、聴聞を経て汚水の水質の改善又は下水道への排除の一時停止を命じられることがあります。この命令に従わない場合は処罰されることになります。

4. 工場などの事業主の届出

(1) 特定施設の設置等の届出

特定事業場の事業主は、水量・水質に関係なく水道事業道管理者(以下「管理者」といいます。)に表 1に基づき届出をしなければなりません。

表 1

届出を要する場合	届出の種類	届出の期限
特定施設を新しく設置しようとする場合 ☞ 建設予定の工場・事業場に特定施設を設置しようとする場合 ☞ 特定施設を既に有する事業場が別個の特定施設を設置しようとする場合 ☞ 特定施設となっていない施設を改造等して特定施設とする場合 ☞ 旧特定施設を廃止して新しい特定施設を設置する場合	特定施設設置届	設置の 60 日前まで
使用している施設が新たに特定施設に指定された場合 公共下水道に汚水を排除している工場・事業場に既設してある施設(又は工事中の施設)が法令により新たに特定施設に指定された場合	特定施設使用届	特定施設に指定された日から 30 日以内
特定施設のある工場・事業場が新たに公共下水道を使用する場合	特定施設使用届	使用することになった日から 30 日以内
特定施設設置届、使用届を届出済の特定事業場が次の届出内容を変更しようとする場合 ☞ 特定施設の構造 ☞ 特定施設の使用の方法 ☞ 特定施設から排出される汚水の処理の方法 ☞ 汚水の量及び水質、用水及び排水の系統	特定施設の構造等変更届	変更の 60 日前まで
氏名・所在地・名称等に変更があった場合	氏名変更等届	変更の日から 30 日以内
届出済の特定施設の使用を廃止した場合	使用廃止届	使用廃止の日から 30 日以内
届出をした者の地位を承継した場合	承継届	承継のあった日から 30 日以内
特定施設の設置・構造等変更を届け出たとき、その届出にかかる工事が完了した場合	特定施設工事完了届	完了した日から 5 日以内

(注) 特定施設設置届出書及び特定施設の構造等変更届については、この届出が受理された日から 60 日後でなければ工事ができません。

ただし、理由があって工事を急がれる場合は、期間短縮の申請をしてください。

(2) 除外施設の設置等の届出

事業主が除害施設を設置しようとする場合は、管理者に表 2に基づき届出をしなければなりません。

表 2

届出を要する場合	届出の種類	届出の期限
除害施設設置対象事業場が、除害施設の新設、増設、改築、又は使用の方法を変更しようとする場合	除害施設設置届	設置の60日前まで
除害施設の新設等及び使用の方法の変更届をした場合、その届出にかかる工事等が完了した場合	除害施設工事完了届	完了した日から5日以内
新たに処理区域となった際に、既に除害施設を設置している場合	除害施設届	処理区域に定められてから30日以内
届出済の除害施設の使用を廃止した場合	除害施設使用廃止届	使用廃止の日から30日以内

5. 公共下水道使用開始(変更)の届出 (法第11条の2)

工場・事業場で次のどれかに該当する場合は、事前に届出をしてください。

- (1) 一日の最大排水量が50 m³以上の汚水を排除して下水道を使用する場合。
- (2) 水質が別表の項目の内1つでも越えた汚水を排除して下水道を使用する場合。
- (3) 上記(1)・(2)の届出をされた工場・事業場で汚水の量又は水質を変更する場合。
- (4) 特定事業場が汚水を排除して下水道を使用する場合。

6. 計画内容についての審査

工場・事業場の事業主が特定施設を設置(構造等の変更を含む)する場合及び除害施設を設置する場合は、あらかじめ計画内容を届出なければなりません。

(1) 工事の実施制限

表 1(注)のとおりです。

(2) 計画変更の命令

管理者は、届出があった計画内容が水質基準を越える恐れがあると判断したときは、受理後60日以内に計画の変更を命ずることがあります。

7. 工場などの事業主の義務

1. 水質を測定する義務(法第 12 条の 12)

特定事業場は、次の方法で汚水の水質を測定し、その結果を記録・保存しておかなければなりません。

- (1) 水質の測定方法は、法律で定められた方法で行ってください。
- (2) 水質の測定回数は、次のように定められています。

温度・水素イオン濃度	1日1回以上
生物化学的酸素要求量	14日1回以上
ダイオキシン類	1年1回以上
その他の項目又は物質	7日1回以上

- (3) 測定のための試料は、測定する汚水の水質が最も悪いと推定されるときに水深の中層部から採取してください。
- (4) 汚水の採水は、排出口毎に、下水道に流入する直前で行ってください。
- (5) 水質の測定等の結果の記録は、様式に従い5年間保存してください。

2. 報告の徴収(法第 39 条の 2)

工場・事業場の事業主は、管理者の求めに応じて事業場の状況、除害施設又は汚水の水質に関して必要な報告をしなければなりません。

8. 排水の水質管理

工場・事業場では、除害施設の維持管理や濃厚廃液の回収等を徹底したり汚水の水質を測定したりし、別表の基準以下になっているかどうかを確認するなど水質管理を十分に行う必要があります。

除害施設を設置している事業場の水質管理の概要は次のとおりです。

- (1) 除害施設の維持管理など水質管理に責任を持って実施していく体制をつくり、除害施設責任者を置いてください。
- (2) 機器類の点検、整備や装置の運転及び原水、処理水の水質、水量の測定などの作業を定期的実施する必要があります。
- (3) 保守点検や水質管理測定等の結果は、管理日誌を作成して記録しておく必要があります。
- (4) 除害施設から発生した汚泥などは適切に処分するとともに、その発生量や処分量なども記録しておく必要があります。
- (5) 回収した濃厚廃液は適切に処理処分するとともに、その回収量、処分量や水質測定結果などは管理日誌を作成して記録しておく必要があります。

9. 立ち入り検査の実施(法第 13 条)

宇治市は、下水道の施設を守り下水処理場からの放流水の水質を適正に保つため、処理区域内において下水道を使用している工場・事業場に対して、随時立ち入り検査を行います。



特定施設、除害施設等の届出及び水質基準等に関する詳細については、下記にお問い合わせください。

宇治市 上下水道部 下水道管理課 普及係

宇治市宇治琵琶 33 番地 ☎0774(22)3141
直通 ☎0774(20)8744

平成 26 年 7 月 発行